

住宅あんしん共済 罹災報告書および給付金請求書

《個人情報の利用・取扱いの同意》

請求日 年 月 日

個人情報の利用・取扱いの同意・私(請求者)は、UAゼンセン住宅あんしん共済、組合、支部、都道府県支部、組合支所が、本請求に関する個人情報を、本請求への対応および支払に必要な範囲内で、取得し適正に利用する事、また所属組合が行う支払手続きのために所属組合に本請求情報を提供することについて同意致します。

組合名		支部名		フリガナ		加入者名		(印)
加入対象住所	〒							
個人加入証書NO.								基本 <input type="checkbox"/> 特約 <input type="checkbox"/> 権利取得日 年 月 日
団体加入証書NO.								基本 <input type="checkbox"/> 社員名簿No. <input type="checkbox"/> 権利取得日 年 月 日
罹災・死亡日時	年 月 日			罹災の原因				
請求する種類(該当項目に○)				被害金額の算定		本部記入欄		
1. 火災(地震を除く)	2. 車両突入・航空機墜落・爆発	項目	修復支払金額	減額率	給付対象額			
3. 落雷	4. 風水雪凍害							
5. 浸水(床上・床下)	6. 地震(損壊・火災)							
7. その他の住宅災害	8. 空巣							
9. 第三者加害行為	10. 生命共済							
罹災状況	A. 全焼壊 B. 大規模半壊 C. 半焼壊 D. 小焼壊 E. 見舞							
認定に必要な添付書類の有無(該当項目に○)								
1. 公的な罹災証明書(発行されない場合は新聞・機関紙・ネット情報でも可)								
2. 修復工事の見積書、請求書、領収書(すべて必要)				修復支払金額合計		給付対象額計		円
3. 被害証明する写真および修復後の写真						給付額		円
4. 被害建物の間取り、敷地全体の見取図					円			

最高給付額計算式	個人加入(基本)	<input type="checkbox"/> ×	万円 =	, 000 円	送金口座	掛金引落個人口座・組合支所口座・組合口座・その他			
	付加給付(基本)	<input type="checkbox"/> ×	千円 =	, 000 円		口座名義			
	個人加入(特約)	<input type="checkbox"/> ×	万円 =	, 000 円		金融機関名		金融機関番号	
	団体加入	<input type="checkbox"/> ×	万円 =	, 000 円					
	最高給付額合計					円	支店名	支店コード	口座NO.【普・当】(右寄せ)

以上報告請求します。	役職名	組合責任者名	(印)
------------	-----	--------	-----

本部記入欄	所見	受付日	認定日	調査委員長	主査
				(印)	(印)

- 表面の罹災状況報告書の提出後、速やかに修理し、給付金請求書に関係書類を添付しUAゼンセン生活応援・共済事務局住宅あんしん共済へ送付して下さい。
- 添付書類の不備などで給付できない場合があります。添付書類のほかに別途書類を提出していただく場合があります。
- 被害が発生した場合、状況により本部から依頼された調査員が現地調査に赴くことがあります。
- 口座引落者は、給付金を登録口座に送金します。登録口座以外の口座を指定する場合は、本人名義の口座をご記入ください。団体加入者は、UAゼンセン都道府県支部口座に送金します。組合口座への送金を希望する場合は、組合口座をご記入ください。団体・個人の両方に加入の場合は、組合口座に送金します。給付の通知も組合へ送付します。
- 空き巣等の被害にあったときは、警察署に被害届を提出し、届出警察名、届出日、被害受理番号を空きスペースにご記入ください。
- 特に正当な理由のなく、3か月以上届出がなかった場合は、給付を行わないことがあります。

給付申請時の必要書類

修理終了後に関係書類等を添えて、お送りください。

1. **公的機関(自治体・消防署)の証明書(罹災証明書)・・・市役所等に問合せをお願いします。**
「罹災証明」が発行されない軽微な災害の場合は、新聞(火災・自然災害の記事等)、インターネット情報(火災・自然災害の記事、天気情報等)でも可とします。
※全焼・半焼・小焼または全壊・大規模半壊・半壊・小壊の被害は公的証書(罹災証明)の原本が必要です(「罹災証明」の原本と罹災状況の写真で給付します)。
※見舞(一部損壊・半壊に至らず)の場合で罹災部分修理費用実額が100万円を超える場合は、罹災証明書を添付してください。
※火災の場合で小焼以上の被害を受けられた場合は、状況によりUAゼンセンから依頼された調査員が現地調査に伺います。
2. **被害を証明する写真数枚**
※被害箇所・被害状況が特定できる写真、表札・住居表示、建物の全体がわかる写真等、数枚。
※見舞(一部損壊・半壊に至らず)の被害は、修理終了後の写真も必要です。
3. **被害の程度が「見舞(一部損壊)」の場合**
※罹災部分修理が対象です。
※罹災部分修理費用実額の範囲内(家財は対象外)で給付します。
※修理終了後に見積書、請求書(明細書)、領収書を添付してご請求ください。(コピー可)
※エアコン室外機、給湯器等を修理不能で買換えた場合、購入当時の金額がわかる書類及び破損品の写真・型番等が必要です(使用年数および購入時の価格、代替品の価格等を基に減額率を適応します)。
4. **写真だけでは被害の判別が困難な場合・・・被害建物の間取り、敷地全体の見取り図(手書き可)**
※見取り図による被害箇所の特定をお願いします。
5. **被害および事故があった際には、速やかに修復工事・修理を行い請求してください。**
※早期修復が困難な場合は、先に罹災状況報告書(別紙)により報告をお願いします。
6. **大規模災害等ですぐに工事ができない等、正当な理由のない場合は3カ月以内に請求をお願いします。**

罹災部分修理費用実額(認定額)の考え方(定義)

- A) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるために
かかった費用のことです。
- B) 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用
実額を認定します。(注意点は住宅あんしん共済パンフレットを参照してください)。

床下浸水の認定方法について□

床下浸水の被害にあった場合の認定方法については次の手続きで罹災を認定します。□

(1) 業者に依頼し修復工事を行う場合□

- ① 床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行う(行った)旨が記載□
されている見積書、請求書、領収書の提出
- ② 同意書の提出(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)
- ③ 床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出□

(2) 業者に依頼せず自身で修復する場合□

- ① 修復に必要な機材や薬(消石灰など)を購入した場合、購入店などの領収書及び明細書に
それらが記載された書類の提出□
- ② 同意書の提出(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)□
- ③ 床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出□

尚、(1)(2)の申請における罹災の認定にあたって、提出書類はそれぞれ①～③を全て必要とする。□